

尖閣諸島・竹島をめぐる領土問題を歴史的事実と

冷静な外交努力で解決することを求める意見書（案）

尖閣諸島や竹島をめぐる領土問題について国家間の紛争となっている。しかしながら、尖閣諸島を日本が領有していることは歴史的にも国際法上も正当であるし、竹島についても日本が領有権を主張することは歴史的に根拠がある事柄である。

尖閣諸島は、1895年1月に閣議決定で日本領に編入したが、これは国際法で正当と認められている「無主の地の先占」に該当する。その後我が国が実効支配してきたことについては中国も認めており、1970年までの75年間中国はこのことに一度も異議を唱えたことがない。

日清戦争後の下関条約で、我が国は台湾とその付属島嶼、澎湖列島などを中国から割譲させているが、この領域に尖閣諸島は含まれておらず、戦争によって奪い取った土地ではないことも明白である。

中国が領有権を主張し始めたのは、東シナ海から黄海にかけて石油天然ガスが豊富に存在する可能性を指摘された後のことである。

一方、竹島の場合は、1904年第一次日韓協約が結ばれ、翌1905年に同島を日本に編入する手続きが行われている。韓国は当時事実上外交権を奪われ異議申し立てができない状況下であった。さらに1910年には日韓併合条約で我が国は武力を背景に韓国を併合した。太平洋戦争で日本が敗北し韓国の独立が回復されて以降、竹島は1952年のいわゆる李承晩ラインの設定で竹島を韓国領とし、1954年には警備隊を派遣して今日まで実効支配を行っている。このような状況に鑑み、韓国側と冷静に話し合う外交的土台をつくることが先ず求められている。

これら二つの領土問題が今日まで解決していない背景には、歴代自民党政府や現民主党政府においてまともな外交交渉を怠ってきたことがある。

今こそ、日本の領有の正当性について、理を尽くして説く本格的な外交努力が必要となっている。その際、日中、日韓両国の緊張を激化させたり、関係を悪化させるような行動や言動は、いずれの政府においても慎む必要がある。

よって、政府においては、尖閣諸島・竹島をめぐる領土問題を歴史的な事実と国際的な道理に基づいて、外交的な努力で解決することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月26日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣
外務大臣

野田 佳彦 様
玄葉 光一郎 様